

令和5年11月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

令和5年11月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 令和5年11月17日(金)午前10時  
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(10人)

原 田 周 一	委 員 長
奥 村 順 一	副委員長
田 邊 晴 美	委 員
木 村 武 壽	委 員
宮 園 智 子	委 員
塚 本 五三藏	委 員
岡 本 里 美	委 員
藤 田 智 晴	委 員
松 峯 茂	委 員
山 崎 匡	委 員
稲 吉 道 夫	議 長 (オブザーバー)
福 田 佐世子	副 議 長 (オブザーバー)

欠席委員(1人)

奥 村 文 浩	委 員
---------	-----

説明のため出席した者

野 村 賢 治	専任副管理者
山 本 晃 治	事業部長
栗 山 淳 彦	施設部長
池 田 道 治	安全推進室長
杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
池 本 篤 史	施設部次長
橋 本 哲 也	総務課長
山 田 貴 士	業務課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	クリーンパーク折居所長
馬 淵 武 志	グリーンヒル三郷山所長
西 村 宗 己	事業部理事付主幹
園 田 真里子	業務課主幹
清 水 信 宏	施設課主幹
曾 束 和 司	クリーン21長谷山副所長
白 井 祥 吾	クリーン21長谷山主幹

角 田 賢 祐     グリーンヒル三郷山主幹  
森 田 千 絵     総務課課長補佐

事務局

親 見 善 人     議会事務局長

議 題

- 1 新事務所棟建設工事の進捗状況等について
- 2 し尿処理手数料の改定について
- 3 職員給与等の状況について
- 4 環境まつり2023開催結果について
- 5 クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて
- 6 クリーン21長谷山における人身事故について
- 7 グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について

午前10時01分開会

○**原田周一委員長** 皆さん、改めましておはようございます。定刻になりましたので、ただ今から総務常任委員会を始めさせていただきます。

本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、稲吉議長、福田副議長、並びに委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。本委員会に傍聴の申出及び報道機関により写真撮影の申出等がございますので、委員長においてこれを許可しております。また、奥村委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は10人でございます。既に定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに理事者から挨拶の申入れがございますので、お受けしたいと思います。

野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** おはようございます。

本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。稲吉議長、福田副議長におかれましては、ご多忙の中ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」「し尿処理手数料の改定について」「職員給与等の状況について」「環境まつり2023開催結果について」「クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて」「クリーン21長谷山における人身事故について」「グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」の7点でございます。

委員会資料に沿って担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

○**原田周一委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては、着席にてお願いいたします。

1点目の「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」の説明を求めます。

杉崎事業部理事。

○**杉崎雅俊事業部理事** おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、新事務所棟建設工事の進捗状況と、あと、

併せまして、関連事項につきましてのご報告をさせていただきます。

まず、1の新事務所棟建設工事、(1)工事・施設の概要でございます。

工事の場所は、宇治折居18番地でクリーンパーク折居の敷地内でございます。工期は、今年度末の令和6年3月31日まで、規模・構造につきましては、事務所棟は鉄筋コンクリート造り、地上2階建て、工場と2階部分を連絡通路で接続いたします渡り廊下は鉄骨造り、建築面積は記載のとおりとなっております。

庁舎の主な機能でございますが、1階には、住民の皆様にご利用いただきますエントランスホール、受付、リユースコーナー、研修コーナー、オープンラボ、工房作業室、キッズスペースほかを設けまして、住民の皆様との協働、環境学習の機能を担います。そのほか書庫等を配置しております。2階につきましては、事務所の機能として、事務室、議会開催にも使用いたします大会議室、小会議室、各個室、ミーティングスペース、電算室、また、2階の屋上デッキから渡り廊下でクリーンパーク折居に接続し、安全な動線で住民の皆様にご覧いただく予定としております。

(2)工事の進捗状況でございますが、裏面の工事写真も併せてご覧ください。

10月末時点での出来高につきましては36.6%、ほぼ計画どおりとなっております。裏面の下の写真でございますが、1階のコンクリート躯体工事が完了いたしまして、2階及び屋上の型枠や鉄筋を施工し、コンクリート打設の準備を行っている写真となっております。クリーンパーク折居と接続いたします渡り廊下につきましては、上の写真のブルーシートで養生している部分がございますが、掘削の工事が完了いたしまして、橋脚の基礎のコンクリート打設の準備を行っているところでございます。

今後、これらの建築主体工事の進捗に伴いまして、分離発注をいたしました電気工事及び機械工事の工程調整を進めながら、安全に十分配慮して工事管理を行ってまいります。現在の工事工程では、令和6年3月の工期どおりの完成見通しとなっております。

1ページ中段に戻っていただきまして、2、組合規約の改正でございます。

建物の3月完成後、附帯設備、事務用品備品等の設置を行いまして、こちらからの引っ越しを行い、新事務所等への移転・供用開始を令和6年7月の予定としております。これに伴いまして、組合規約第4条、組合の事務所の位置の改正が必要となり、地方自治法第286条第1項第8号の規定により、構成市町議会の議決をお願いし、京都府知事に届出する予定といたしております。組合の事務所の位置を、ここ八幡沢から折居エリアの宇治折居に変更をさせていただくものでございます。

3、その他ですが、本定例会閉会日に提案予定の令和5年度一般会計補正予算において、新事務所等への引っ越し移転業務に係る債務負担行為限度額の設定を行わせていただきまして、契約を整えて、本年度から移転の準備を進めていきたいと考えております。なお、執行の予算につきましては令和6年度の計上でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原田周一委員長 ただ今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。

ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**原田周一委員長** ないようでございますので、2点目の「し尿処理手数料の改定について」の説明を求めます。

山田業務課長。

○**山田貴士業務課長** それでは、「し尿処理手数料の改定について」、お手元にあります資料に基づきご説明させていただきます。

まず初めに、1、経過でございます。

令和5年2月6日、7日につきましては、6日の総務常任委員会、7日の廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会におきまして、長年にわたり改定していなかったし尿処理手数料につきまして、平成30年度以降のし尿処理から下水排水への処理方式の転換をはじめとしまして、し尿処理収集運搬業者の協同組合化、し尿収集運搬企業転廃業助成金の終了などによりまして、今後はし尿の処理経費が極端に変動する要素がなくなりました。安定していくことが見込まれる状況になりましたことから、し尿処理手数料の在り方を整理し、受益者負担の考えを導入する手数料の見直し(案)をご報告させていただいたところであります。また、7月19日、組合新議員研修会におきましても、同じくご報告したものであります。

なお、参考といたしまして、「し尿に係る処理手数料の見直しについて」を別とじにて添付しております。

次に、2月27日につきましては、し尿処理手数料の改定は構成市町の分担金にも影響するため、手数料改定案についての組合の考え方をお示しするとともに、受益者負担の妥当性、減免制度の実施、手数料の改定時期等について構成市町に意見照会を行っております。その後、3月31日には全ての構成市町からの回答をいただきましたが、処理手数料の改定案についての反対意見はございませんでしたことをご報告しておきます。

次に、2、改定案でございます。

それぞれの区分における現行の手数料と改定後の手数料を表にまとめ、お示ししております。家庭系については、1世帯月額750円を900円に、事業系は900円までごとに1,100円を1,300円に、自己搬入につきましては、1,800円までごとに1万5,000円を1万9,900円に改定させていただく内容となっております。

次に、3、減免制度でございます。

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例及び規則に減免に関する規定がございます。現行の減免制度は、生活保護を対象とし、月額270円の減額を行っておりますが、改定後につきましても、同じく生活保護世帯を対象に、月額300円を減額する減免制度といたします。

次に、4、改定時期でございます。

改定時期につきましては、令和6年4月1日以降の請求分から新料金が適用されることとなります。具体的にご説明いたしますと、家庭系におきましては、2月、3月に収集したもののから新料金が適用され、また、事業系につきましても、定期収集されるも

のにつきましては、家庭系と同様に、2月、3月に収集したもののから新料金が適用されます。

なお、事業系のうち、仮設トイレなどの臨時的に収集されるものや自己搬入につきましては、一回一回の収集するたびに料金を請求させていただいていることから、4月1日以降に請求する分から新料金を適用させていただくこととなります。

最後に、5、今後の予定でございますが、11月29日の定例会の閉会日におきまして、し尿手数料を定めております城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例を改正する条例を提案させていただく予定としております。また、併せて、減免額を定めております城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する規則を改正する予定としています。

なお、城南衛生管理組合の適正処理、減量及び再生利用に関する条例につきましては、し尿手数料改定のほか、許可業者が収集している事業所を的確に把握するための手続を定めます自己搬入廃棄物取扱規則の名称変更等の文言を整理する改正を併せて行う予定としておりますので、ご承知おきお願いいたします。

説明といたしましては以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**原田周一委員長** 説明が終わりました。

ただ今から質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手願います。  
山崎委員。

○**山崎 匡委員** おはようございます。よろしく願いいたします。

参考で頂いています本年の2月6日の総務委員会の資料の2枚目を見て、少し質問をさせていただきたいと思います。今回の改正の手数料について参考という形で資料が出されて、計算式等が載せられています。その中で、家庭系、事業系、自己搬入とそれぞれあるんですが、事業系、自己搬入については、端数は切り下げて改定額を示されていると。家庭系については、端数は切り下げるのではなくて、上乗せをするという形で900円という形に設定されています。これまでは750円ということで、50円台の端数もあったんですが、今回これ、計算式で見ますと28円上乗せしているということで、普通、切下げで考えれば850円という考え方になると思うんですが、なぜこれは900円という形で考えておられるのかというのをお聞きできますか。

○**原田周一委員長** 山田業務課長。

○**山田貴士業務課長** 先ほどのご質問ですが、(3)、表の下に改定額の簡便性ということをご組合としては考え方を導入しまして、100円単位で改定をしていきたいという考え方でございます。したがって、こちらの表の下段に書かせていただいておりますとおり、100円未満につきましては四捨五入させていただくというような改定内容を今回提案させていただいた次第であります。

以上であります。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 簡便性というのは資料を見させていただいたら分かるんです。組合として業務をするに当たって、簡便であったほうがやりやすいからというのは1つの考え方でしょう、組合としての。だけれども、利用者の方の状況等でいいますと、これ、本来であれば50円単位で考えているものであれば、872円だから22円を切下げて850円にするということができるはずなんですよ。それじゃなくて、28円、だから、切り下げる額よりも上乗せの額の方が増えて100円単位に合わせるということですね。これ、言うたら、市民生活を支えるという意味で、ただ簡便に業務を進めたいからという考え方だけでこういう考え方を持ち出すというのは、やっぱり市民生活とはちょっと感覚がずれているのではないかと思うんですね。特に今、生活が大変になっているという物価高騰等がある中でなぜこういう考え方に至るのかというのは、私、ただ簡便だからという理由だけでは納得できないので、きっちりご説明いただけますか。

○原田周一委員長 山本事業部長。

○山本晃治事業部長 今回100円単位にさせていただきましたのは、実際的には業務課の方で徴収事務を行っておるんですけれども、やはり滞納というケースが多々ございます。そうしたときに、お釣りを持って実際行くということになるわけです。徴収に各家庭を回らせていただくと、そういうときに、100単位にさせていただければ100円硬貨だけのお釣りで行けるんですけれども、10円とか1円単位にさせていただきますと、そちらの硬貨も準備して回らないといけないということがございまして、今回100円単位でさせていただきますという提案だったわけなんでございますけども、今回切上げをとさせていただきますが、あくまでも四捨五入という計算上のお話でございまして、ほかに全く他意はございませんので、ご理解いただきたいと考えております。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 これ以上はもう同じことを言われるので、私、話をすることも質問することもなかなか難しいんですけどね。その業務をされるのが簡便だからという理由を市民生活を支えるということの観点を超えて持ってくるというのは、これ、本来の公共の仕事ではありません。そのことは十分に理解した上で考え方を改める必要があると思いますので、これはもう指摘だけにしておきます。

終わります。

○原田周一委員長 要望ということでよろしいですね。

ほかに質疑のある方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○原田周一委員長 ないようでございますので、次に3点目の「職員給与等の状況について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、「職員給与等の状況について」を資料に基づいてご説明させていただきます。

1枚目では、令和5年の人事院勧告の内容をご説明させていただきます。既にご承知のこととは存じますが、改めてポイント等をご説明させていただいて、その後、2ページの本組合の給与状況につきましてご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページをご覧ください。

1、令和5年の人事院勧告の内容でございます。

(1)が給与に関する勧告でございます。

①が月例給、こちらでは初任給を引き上げ、高卒者に係る初任給が1万2,000円引上げ、大卒程度に係る初任給が1万1,000円の引上げということのほか、若年層に重点を置いて俸給表が引き上げられるべく、所要の改定が勧告されております。こちらにつきましては、令和5年の4月1日よりの改定となっております。

②の特別給、ボーナスでございます。こちらにつきましては、民間の支給状況を反映し、一般職員については、支給月数を0.10月引上げ、年間合計4.50月分とし、再任用職員については、支給月数を0.05月分引上げ、年間合計2.35月分とし、それぞれ表のとおり、期末勤勉手当にそれぞれ配分されるという形になっております。

③の在宅勤務定の手当の新設でございます。こちらにつきましては、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員について、負担がございます光熱・水道費等の負担軽減をするため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設するというものでございます。月額額は3,000円となっております。こちらについては、令和6年4月1日から実施となっております。

(2)が勤務時間に関する勧告でございます。

下線が引いてありますが、フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大となっております。こちらにつきましては、フレックスタイム制の活用により勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能となるものでございます。こちらについては、育児介護等職員に認められている措置を一般職員へも拡大するというものになります。これによりまして、週休3日とすることが可能となるものでございます。こちらについては、令和7年4月1日からの実施となっております。

次に、裏面2ページをご覧ください。

2、本組合職員の給与状況です。

これまで本組合職員の給与につきましては、均衡の原則等に基づき、国家公務員の給与に準拠して改定してきたところでございます。

(2)の表で、本年の人事院勧告どおり給与改定を実施した場合の職務の級別、人数

ごとの平均改定額を月額でお示ししておりますが、1級の若年層では平均で1万3500円の引上げ、2級では平均で5,960円、3級の職員では、平均で3,400円のそれぞれ引上げを基本に改定されるというものになっております。

参考としまして、本組合の一番若い職員ですと1級の9号となっております、月額15万8,900円が1万2,000円引き上げられ、17万900円という形になるというものがございます。

次に、(3)の勧告どおり改定を実施した場合の職員の給与例としましては、平均年齢43.9歳の平均的なモデル像で改定状況をお示ししております。組合職員の平均年間給与は、給料、地域手当、期末勤勉手当を基礎に改定前と改定後のそれぞれの額を算出し、給与月額及びボーナス支給月数を引き上げることに よりまして、年間給与額の差として8万4,000円が増額となるものでございます。

3の今後の対応でございますが、組合における職員の給与制度につきましては、これまでから、地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて、国や京都府、構成市町における措置を踏まえて決定したところでございます。今後の給与改定に当たりまして、引き続きそれらの状況を踏まえ、労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

以上が本年の人事院勧告及び組合職員の給与状況等についてのご説明となります。よろしくお願いたします。

○原田周一委員長 以上で説明が終わりました。

この件に関して何かご質問ございませんか。

岡本委員。

○岡本里美委員 よろしくお願いたします。

給与に関することになります。③の在宅勤務等手当の新設につきまして、これは、光熱・水道費がどれだけ使われたかとかいうのではなく、もう月額ですかね。3,000円というのはもう決まっているということですのでよろしいでしょうか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 あくまでも国の方の勧告の内容ですので、こちらで見ますと月額3,000円の定額という形で記載されております。

○原田周一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 そうしましたら、在宅勤務というのは1か月何日在宅をされるのでしょうか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 あくまで国の制度でございますけども、国の方の書かれているのでは、10日以上勤務される方についてこの手当が発生するというような形で書かれておりますので、そういった形になるのかなと思います。

○原田周一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 こちらの当該職員対象としたとなっております。大体全体の何%の方、どれぐらいの方がそれに当たられるのでしょうか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 あくまでも国の方の勧告でございますが、うちの方で在宅勤務を実際にされている方というふうに見れば、今年度につきましてはほぼ使われておりませんので、あくまでもその10日という基準であれば、うちの職員で対象は今はいないということになります。

○原田周一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 分かりました。結構です。ありがとうございます。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 今、岡本委員ご質疑あったので、重ねて少しお聞きをしますが、ご説明いただいた中身でいうと、対象者はこの組合の中にはおらないということだけれども、国として制度改正がある、法改正があるということで、条例改正を必要として、今後それが提出されるということになるのでしょうか。それとも、こういう制度がありますということだけで進められるのかというのは、それはご説明いただけますか。

○原田周一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 こちらの資料はあくまでも人事院勧告の内容の説明ということで、この新設の方もご説明させていただいています。令和6年の4月1日からの改定となりますので、そのあたりも踏まえまして、当組合にもこの手当を条例化してしていくかというのは、今後、構成市町の状況等を確認しながら議論していくことかなと思っております。ただ、今説明しましたように、対象としては今ほぼいませんので、そういった意味では、今後そのあたりも踏まえて検討していく内容かなと思っております。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 まず、今の点についてなんですけど、制度というものがある以上は条例で

定めておかないと、いざそういった者が出てきた場合には、その条例を遡及で適用するということはできませんので、それをどうするかというのは明確に考えて進めていかなければいけないことがあると思いますので、それは1点指摘をさせていただきます。

質疑、別の問題なんですけれども、先ほどのし尿処理の手数料の値上げということになるんですけど、改定ということになるんですけど、そういうことがある一方で職員の方の給与が上がると。日頃頑張っていただいていますのでね。私は人事院の勧告に基づいて上げるということに関して別に異議があるわけではありませんが、一般の市民的な感覚でいうと、片や手数料を上げる、こういうことがあるということで、では、何で職員は、これだけ社会の状況は変わっているのに職員だけ給料が上がるんだというようなことが受け止められると。

これ、国会でも今すごく問題になっている話で、立憲民主党さんなんかは凍結をする修正案を出されるというようなこともあったんですけどね。そのことについて、通常、事務を進めていく上では人事院勧告どおりにするということが皆さんやられていると思うんですけどね。そのところの考え方だけ改めてお聞きをして、業務の進め方という意味でも、この給与の状況というのはどういったことを受け止めているかというのをご説明いただけますか。

○原田周一委員長 どなたが答弁されますか。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 し尿処理手数料につきましては、長年にわたり改定してこなかったという状況がございます。先ほどの資料でもご覧いただきましたように、平成8年から全く値上げをさせてきていただけていなかったところがございます。こちらの方も処理経費などが高騰しておりまして、それを基に値上げをさせていただきますとすぐご負担をいただくというふうな結果になることが見えておりましたので、ちょっと先延ばしをしてきたという事情もございます。

一方、職員のこちらの人勧の適用につきましては、民間企業の給与の状況を踏まえた上で国の方が決められまして、それに基づいてこれまでから準拠という形で対応させてきていただいているところがございますので、ちょっと考え方としましては違うのかなと考えているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 私たちも議員ですから、公務員特別職として人事院勧告に基づいて歳費の部分については改定というのがあります。それはよくよく理解をしている上で今お聞きをしました。

先ほど言ったし尿の問題については、750円を先ほどの資料の計算に基づいていうと850円にすることができたのに、ただ業務を簡易にするためだけにと理由で900円という形で上乘せをしたということがある。そういうことを一方でやりながら給料だけが上がっていくということに対して、市民の皆さんの本当の理解が得ら

れるのかといえば、これ、なかなか市民の皆さんにこういう部分まで見えないから、理解をする以前に、市民の皆さんが知らない間に進んでいくということになるんですよ。だけでも、それが実際に分かればどうなるかということも含めてね。

皆さんはやっぱり公務員として働いておられるわけですから、公のために力を尽くしていただくと日頃やっていただいていることをさらに追求していただくなら、もう少し考え方があってもいいんじゃないかという意味で質問をさせていただきました。

ということですので、引き続き業務、頑張ってくださいたいと思っておりますので、公の業務としてどうあるべきかということで進めていただくようお願いをしておいて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○原田周一委員長 ほかにご質問のある方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようでございますので、次に4点目の「環境まつり2023開催結果について」の説明を求めます。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、「環境まつり2023開催結果について」、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

令和5年度の環境まつりにつきましては、来年度のクリーンパーク折居への本庁機能移転を見据えまして、京都府山城総合運動公園(太陽が丘)及び宇治市植物公園との連携を試行した4年ぶりの1日イベントとして企画しておりましたが、雨天のため、太陽が丘及び宇治市植物公園での当組合のイベントは中止となり、クリーンパーク折居のみでのイベントとなったところでございます。しかしながら、多くの住民の皆様にお越しいただくことができたと考えております。

1の開催日程でございますが、令和5年10月9日月曜日の祝日の10時から3時までで、会場につきましてはクリーンパーク折居でございます。

2の開催結果でございますが、テレビでおなじみのお天気キャスターの片平淳さんによる「地球温暖化ってなに」をテーマにした講演や、職員の説明付きのクリーンパーク折居の施設見学、「カーボンニュートラルに向けた取組」をテーマにした日立造船による環境講演、チップ化物の中で育ったカブトムシの幼虫を探していただくイベント、また、最後には、職員製作のクレーンゲームの操作体験もできるクーンパーク折居の自由見学などのイベントを行いまして、表にありますように多くの住民のご参加をいただき、延べ人数ではありますが500人のご参加をいただいたということでございます。

その下に参考としまして、雨天のため中止となったイベントを記載させていただきます。

太陽が丘の中央広場においては、約60店舗のフリーマーケットを、また、環境関連

団体ブース、こちらの方も広報紙等で募集をさせていただいて、3団体の方に手を挙げていただいております。また、リサイクル教室では、恒例のガラス教室なり衣服教室の方をやる予定となっております。また、その他ということで、チップ化物の無償での配布、こちらも予定しております。また、野外ステージにおいては、ミニステージライブということで、こちらも広報紙等で募集をかけて、6グループ出演していただく予定となっております。また、太陽が丘、宇治市植物公園、それから城南衛生管理組合、この3者が連携をしたウォークラリー、こちらの方も計画をさせていただいたところ

です。  
また、今回の環境まつりでは、雨天中止となりましたが、同日に太陽が丘では宇治市の市民スポーツまつり、それから太陽が丘スポーツカーニバル、こちらの方も開催予定でありましたので、このあたりのお客さんの方も合わせての集客ということで、多くの人に来ていただけるような仕組みといたしますか、それを図るということを考えていたところではありますけれども、多くの人に来ていただけたかなと考えております。

2ページをご覧ください。

2ページには、各イベント風景について写真の方を添付しておりますので、またご覧いただければと思います。

今年度の開催結果を踏まえまして、来年度、本庁移転後には、環境まつりの方を折居の新本庁の方でも実施することになりますので、このあたり、今年度の経験を生かして、住民の皆様楽しんでいただけるイベントというものを引き続き企画していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○原田周一委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 質問がないようでございますので、次に5点目の「クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて」の説明を求めます。

長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 説明の前に、資料の右上の日付なんですけれども、令和5年11月20日になっていますが、令和5年11月17日の間違いです。大変申し訳ありません。

それでは、資料に基づき、「クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて」をご説明させていただきます。

まず初めに、1、経緯の(1)ですが、昨年9月にクリーンパーク折居において、六価クロム化合物の下水放流基準値が超過したことに伴い、下水道埋設配管からの漏えいを確認するため、山城北保健所の指導のもと、土壌調査を実施しました。調査のため

の土壌サンプリングは、令和5年1月10日から11日に行っています。

次に、(2)、11か所調査した結果、1か所、六価クロム化合物の基準値超過が確認されました。令和5年1月28日に調査結果が出まして、六価クロム化合物溶出量について、基準値0.05mg/lに対して0.14mg/lという結果になりました。ただし、その後、下水道埋設配管からの漏えいの有無を確認しましたが、漏えいはありませんでした。

基準値を超過した土壌を含む全ての調査結果を下の表に取りまとめていますが、こちらの表と、もう1枚の資料、A4横長の資料ですが、右上に別紙と記載されている資料を見比べていただけますでしょうか。

今回、土壌調査した箇所、別紙の資料に記載の①から⑩については、クリーンパーク折居の排水経路に沿っています。ちょうど①の調査地点がクリーンパーク折居の排水処理設備室に最も近い調査地点になります。

調査結果ですが、土壌溶出量については、⑦の地点で0.015mg/l、⑩の地点で0.14mg/lで、そのほかは全て0.005未満という結果でした。また、土壌含有量については、全ての地点において5未満という結果でした。

ちなみに、基準値超過が判明した箇所は、別紙の⑩のところ、少し太めの赤い線で囲われた部分になりまして、ちょうどクリーンパーク折居の搬入道路を上っていった先の敷地内入り口の門の一部をまたぐような範囲となります。

次に、最初の資料の1ページに戻っていただきまして、(3)、学識経験者、これは当組合の技術助言者である京都大学の高岡教授であります。高岡教授に基準値超過の要因について相談しましたところ、推測される要因は、過去に行われた何らかの工事によることでした。工事の関係で六価クロム化合物が検出されるのは、セメントを原料とした建築資材の使用によるものでありまして、具体的には土壌改良材やコンクリートが該当します。旧折居清掃工場の整備に当たり、造成工事を行った際のものではないかと考えています。

なお、この造成工事は昭和56年9月から昭和57年1月にかけて行われており、国の方で土壌環境基準が定められた平成3年よりも前の工事になります。

次に、(4)、令和5年5月18日に山城北保健所に土壌汚染対策法第14条に基づき、申請を行いました。

次に、(5)、山城北保健所は、要措置区域指定の判断のため調査を実施しました。

この要措置区域というのは、次の2ページの下の方、用語の説明の※3のところをご覧ください。

土壌調査の結果、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合せず、特定有害物質の摂取経路がある(健康被害が生じるおそれがある)区域が要措置区域でありまして、この場合、土壌の除去が必要となります。

1ページに戻っていただきまして、(5)の括弧書きのところですが、調査の結果、要措置区域ではないとの判断になりましたが、これは半径500m以内に飲料用の井戸がないということが確認されたためです。

次に、(6)、令和5年8月18日付で、山城北保健所は、土壌汚染対策法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定を行いました。また、同日付で京都府広報に

掲載されました。

この形質変更時要届出区域というのは、次の2ページの用語の説明の※4のところをご覧ください。

土壌調査の結果、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合していないものの、特定有害物質の摂取経路がない(健康被害が生じるおそれがない)区域が形質変更時要届出区域であります。

次に、このページの一番上、2、今後についてですが、(1)形質変更時要届出区域として指定された箇所については、現状のまま存置させることとします。これは、先ほどご説明させていただいたとおり、現状において周辺にお住まいの方に健康被害が生じるおそれがないためであります。

次に、(2)形質変更時要届出区域の指定解除の時期についてですが、これは、将来大規模な工事を行うなど、やむを得ず指定箇所を掘削する必要がある場合、これに合わせて基準値超過土壌を撤去し、指定解除に導くこととします。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○原田周一委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方、挙手願います。ございませんか。

山崎委員。

○山崎 匡委員 よろしくお願ひします。

この六価クロムについてなんですけれども、実際のこの物質という形状ですね。分解されやすいとか、いろいろそれぞれの化学物質等あるんですけれども、こういった形で影響が出ていくというものになるのでしょうか。これは先ほど言ったように存置をされて、年数がたっても土壌の中で例えば処理をされていってなくなっていくとか数値が下がっていくというものになるのか、それとも、その状態のままずっと残っていくというものになるのかということも含めて、少しご説明いただけますか。

○原田周一委員長 長野クリーンパーク所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 六価クロム化合物、いわゆる特定有害物質になりますが、基本的な考えとしましては、その用語の説明にもありますように、溶出基準、それから含有基準とありまして、溶出量基準値でしたら、体重50kgの人が70年間毎日20飲み続けても健康に影響が出ることはない判断される濃度として設定された値でありまして、含有量も、70年間その土地の上に住み続け直接摂取、これは吸い込んだりとか直接口にしたりとか摂取し続けても健康被害が出ることはないとして判断されて設定された値でありまして、それに基づいて、この基準値を超過したような土壌をこの期間飲み続ける、または摂取することによって影響が出るというふうに判断されておりまして、今回の場合ですと摂取経路がないということになりまして、いわゆる形質変更時要届出区域というのは、基準値を超過しているけれども、それを摂取する経路がないので健康被害が出ないという考えに基づいています。



○原田周一委員長 すいません、今の山崎委員の質問は、その摂取云々よりも、土壤にあって、それが例えば半減期でなくなるとか何とか、そういう影響はどうですかという質問やったと思うんですが。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 六価クロムにつきましては、通常自然界に存在するのは三価のクロムであるとかいうものなんですけども、何らかの人間の手とか、化学的なもので六価になったものということになりまして、基本的には金属イオンになりますので、どちらかというところ、一般的に金属イオン、土壤に堆積する。マイナスイオン、陰イオン系のものは水の方に行くというところからすると、土壤の方に残っていくというのが一般的な考え方かなと思いますので。ただ、そうは申しましても、雨で多少流れて下の方に全くしていかないかというところ、そういうわけではもちろんございませんけども、基本的には土にそのまま残っていく。特に分解、そのままの状態分解されるかというところではないと思いますので、そこにそのまま残っていくので、何かのときにはそのままそれを取り出して除去するという対応になると考えております。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 だから、結局は残り続けるということですね、単純に言うと。今回はそのまま存置をしておいて、次に動かすようなことがあれば、それは適正に廃棄物として処理をするという考え方で進められるということだという。分かりました。

これがなぜ今回超過をする値が出たのかということなんですけど、これは組合として常にこういった土壤検査であるとか水質検査というものを当然やっておられると思うんですね、廃棄物に関する問題であれば。その辺について、どういった形でこれが発見されるに至ったのかということと、今後処理をしていくなら、存置をしていたらずっと変わらないし影響が出ないからいいんだけど、例えば飲料水に使うような井戸が近くに掘られた場合には撤去しないといけないということになっていくということなんですよね。

その考え方であれば、発見された段階でもう早いこと処理をしてしまうほうがいいのか、それとも、今示されたように存置で代々受け継いでいって、誰もが、存在すら分からない、記録も残らないような状態になって改めて処理をするというのは問題になったりするのかな。今の段階で私は処理をしてしまったほうがいいのではないかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○原田周一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 この問題につきましては、ご説明させていただいたとおり、京都府さんといろいろご相談しながら、そして、京都府さんの指導に基づき事業の方をさせていただいていました。その中で、最終的に今の状態、半径500m以内に井戸がないと

ということで、形質変更時届出に該当するという回答をいただく中で、保健所さんの方からも、ふだんこういうものであればそのまま残しておくのが通常ですよというご意見をいただいたということと、それを撤去するときの費用というのも、私ども一応見積りといいますか、費用を調べさせてもらいました。もう何千万という恐ろしいお金になるということでございましたので、今後、適正にその大きな土地を変更するときには撤去する、そのときにはもうやむを得ずお金をかけてしっかりやっていくというように考えております。

○原田周一委員長 長野折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 今回の土壌調査は、工場の運営に関してという話ではなくて、いわゆる新事務所棟の建設に当たって3,000㎡以上の掘削を行うと、そういった場合に土壌調査をしなければならないものでありまして、そのときに、昨年度六価クロム化合物、下水道放流基準値を超過した事案がありまして、そういったことがありましたので、保健所の方から、事務所棟で土壌調査をするときにクリーンパーク折居の排水経路も調査しなさいと。もしも配管から漏えいがあった場合は土壌に浸透して土壌汚染がある可能性が否定できないということで、調査をしてくださいということで、調査をさせていただきました。説明させていただきましたとおり、調査の結果、基準値超過が判明したんですけれども、ただ、その原因は配管が漏えいしたわけではありませんでしたので、やはり過去の工事ではないかというところで考えております。説明は以上です。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ご説明いただいて、処理の問題についても、今どういった経路でこれが発見されたかというのもよく分かりました。ただ、業務を引き継がれて年数がたっていくごとに、こういうことというのは資料がどこかに散逸したりとか記憶がなくなっていくというようなこともありますので、そうならないようにまずきっちりと引き継いでいていただいて、処理すべきときが来れば、そういう処理も含めてしっかり進めていただきたいなと思います。

あと1点、この問題では少ないんですが、今、有機フッ素化合物による汚染、特に水もそうなんですが、廃棄物の処理の施設等から出ている浸出水であるとか廃棄物処理土壌であるとかというところから、綾部市なんかも同じような事例が出ているということなんですが、今の段階でそういう調査を組合の方でされているということはありませんか。それだけお聞かせいただきたいと思います。

○原田周一委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ご指摘のPFOS、PFOAの関係でございますけども、現時点においてはそちらの方の測定自体はやっておりません。

○原田周一委員長 ほかにご質問のある方ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようでございますので、この件については終了したいと思います。

次に6点目の「クリーン21長谷山における人身事故について」の説明を求めます。  
池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 それでは、資料に基づき、「クリーン21長谷山における人身事故について」をご説明させていただきます。

初めに、1、事故概要ですが、事故発生当時に各委員にご報告させていただいた内容と重複しておりますが、ご了承ください。

では、(1)発生日時は、令和5年8月11日金曜日の祝日、13時10分頃です。

(2)事故内容としましては、奥山排水処理施設におきまして、原水ポンプの動作確認のため、電源を入れ起動スイッチをしたが起動しなかったため、手でVベルトを回したところ急に動き出し、プーリ(回転体)との間に左手指を挟み、薬指第二関節付近及び小指第一関節付近で切断したものでございます。

ここで、プーリ(回転体)というものについてご説明させていただきます。資料の3ページ、4の当該ポンプのイメージ図をご覧ください。

一般的なイメージとなりますが、プーリとは、図の左右にある円盤状のものになります。一般的な使用形態としましては、2つあるプーリの片側にモーターを接続し、もう一方のプーリにポンプを接続して使用します。動作としましては、モーターでプーリを回転させVベルト動かし、Vベルトを通じてポンプ側のプーリを回転させ、ポンプにモーターの回転力を伝えるという仕組みになっているものでございます。

では、資料の1枚目に戻っていただきまして、続き、(3)被災者につきましては、50代の男性職員で、事故当時の勤務年数は29年5か月となっております。

(4)現場状況としましては、当日、当組合職員2名、操作盤担当1名、動作確認担当1名で、毎週末に定期的を実施します原水ポンプの動作確認のため、稼働中の原水ポンプの操作盤で当該ポンプを停止しております。その後、Vベルトカバーを取り外し、Vベルトの張りやプーリの回転状況等を手で動作するかを確認しましたが、ポンプ内部の異物等によりましてポンプが固着し、手でVベルト及びプーリを動かすことができなかったことから、動作を確認するために再度Vベルトカバーを外したまま起動しましたが、ポンプが回らなかったものです。その後、動作確認担当の被災職員がポンプの起動スイッチの入ったままVベルトを手で直接引っ張った際、急にベルト及びプーリが動き出し、指が挟まりました。被災職員が声を上げたため、操作盤担当職員がポンプを停止させた後、Vベルトを切断し、救出に当たったものでございます。

(5)事故経過につきましては、先ほど説明しました現場状況の内容のとおり事故が発生したものでございますが、当日の経過としまして、13時10分頃に作業を開始し

ております。その後、それ以降は救急での記録になります。13時10分に救急要請、13時35分に救急隊が現地に到着し、応急措置がなされています。その後、13時50分に救急隊が出発し、14時30分に京都市山科区にあります救急病院に到着したものでございます。また、同時刻、14時30分に警察が現地に到着し、事故現場の状況を確認されています。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

(6) 治療状況としましては、手術によりまして両指は接合できております。2週間の入院を経て、1か月の自宅療養となっております。その後、被災職員は令和5年9月25日月曜日に職場復帰しておりますが、現在も通院中となっております。

2、原因及び当面の安全対策についてですが、(1) 原因につきましては、電源が入った状態でVベルトを手で持ったことが直接的な原因となります。

(2) 当面の安全対策としまして、当該所属であるクリーン21長谷山における対策としましては、事故の翌週になります令和5年8月14日月曜日及び同15日火曜日に、クリーン21長谷山所内において緊急の安全対策会議を実施し、作業手順書の作成、原水ポンプのVベルトカバーに注意喚起のステッカーの貼付及び点検作業時の原水ポンプ稼働確認に使用する接近防止チェーンの設置等の取組を進めたものでございます。

また、組織的な対応としましては、令和5年8月14日月曜日、全所属に対して当該事故の概要及び安全対策の徹底を通知しており、併せて、運転委託業者に対しても同日安全対策の徹底を周知しております。

令和5年8月17日木曜日には、臨時の安全衛生委員会を開催し、事故の現場検証及びクリーン21長谷山における対策の有効性について協議しております。

この臨時の安全衛生委員会での意見を踏まえ、城陽市消防本部、八幡市消防本部の協力を得まして、応急手当講習を令和5年10月30日月曜日、11月15日水曜日に全職員を対象に実施しております。

また、令和5年9月5日の火曜日から令和5年9月13日水曜日の期間で全職員に対して作業実態調査を実施しており、この結果を踏まえまして労使で意見交換を実施するとともに、全職員に対して安全研修を計画しておりまして、11月実施予定としております。

3、その他としましては、令和5年8月25日金曜日に京都南労働基準監督署に対し労災発生の届出を提出しております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

4、当該ポンプのイメージ図につきましては、さきの説明の際にご覧いただいたとおりでございます。ご覧おきください。

続きまして、5、現場写真としましては、まず、左上の写真は、事故が起きた原水ポンプになります。その隣、右上の写真は、その原水ポンプを反対側から撮影したものでございます。左下の写真につきましては、事故の当該機器である原水ポンプを拡大したもので、先ほどご説明した円盤状のプーリを見ただけだと思います。最後、右下の写真は、写真のような状態でVベルトをつかんで動かそうとした状況を再現したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

○原田周一委員長 説明がただ今終わりました。  
この件に関して質問ございませんでしょうか。  
岡本委員。

○岡本里美委員 お願いをいたします。2ページ目にあります当面の安全対策におきましては、いろいろなことをお考えもいただき、また、消防本部とも協力した上で応急手当ての講習会を実施もされておりますけれども、まず、そもそも、1ページにあります(2)事故の内容といたしまして、電源を入れて起動スイッチを押したら起動しなかったことにつきまして原因は分かったのでしょうか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 この原水ポンプの動作の点検なんですけども、基本的に毎週末行っておりますが、原水といいますのが奥山埋立処分地の浸出水といたしまして地下から出てくる水になりまして、その水につきましては、中にいわゆるスケールといわれるものの、いわゆるマグネシウムでありますとかカルシウムでありますとかいろんなものが混ざったものが入って出てきております。それでありまして、微細なごみが混ざっておりまして、そういうものがポンプの中で固まりますと動かなくなる。徐々に動かなくなりつつあって重くなったりするので、今回に関しては、そういった異物が原因ではないかなと考えているところです。

○原田周一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 分かりました。では、ポンプが悪くなって老朽化していたとかではなく、そういったものが今回詰まった原因だということが分かるのであれば、毎週点検していただきながらそういうことがないようにしていただければ、起動しなかったから手を入れるということは起こらないということによろしいでしょうか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 基本的に点検はしているんですけども、やはりその原水の状況については日々変わっておりますので、先週は大丈夫だったけども今週は駄目だったというような形は確かにありますので、毎週点検していてもなっているのは事実ですので、点検はしておりますが今回なってしまったというのが現状になります。

○原田周一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 分かりました。そしたら、その点検で止まることは致し方ないことだけでも、スイッチを入れたまま手を入れたということでこういったことが起きたので、

そこはきちっとスイッチを切るということを徹底されていることが分かりました。結構です。

○原田周一委員長 ほかに。  
塚本委員。

○塚本五三蔵委員 同じような考え方が分かりませんが、ポンプの内部の異物と書いてありますね。それはどういう異物があって、さらに止まるまでに今までのそういうふうな事故というのか、ポンプが止まるということはあったんですか、なかったんですか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 点検をさせてもらっていますけども、当然そういったことがあるので点検をしていることになっています。先ほど言いました石灰でありますとかシリカ、マグネシウムであるような溶け出したものがポンプの中にありますとか配管の中に徐々に徐々に付着することで、最終的にポンプの動作が重くなって止まってしまうというようなことが1つあるのと、それと、先ほど言いましたようにいろんなものが混じっていますので、小さい異物、それはこれだという断定はできないんですけども、砂でありますとかいろんなものがあるんですけども、そういった異物がポンプの中に入ることによって、それがポンプの稼働自身が。すいません、先に申しますと、ポンプが回ることで真空にして水を吸い上げるという仕組みになっているポンプですので、そのスペースがすごく少ない中を回転しているものになっています。ですので、小さい異物が絡むと、そこでポンプが止まるということがあります。原因としてはそういうことがあるので、それを確認するために動作を確認している。点検でそういうことが起きたら、現状ではクエン酸で洗浄することで一定その内容が解消できますので、動作が重くなったりすることに関しては、クエン酸で洗浄した後に再度動かして元に戻すというような作業が入っております。

○原田周一委員長 塚本委員。

○塚本五三蔵委員 このVベルトで挟まったことばかりが今出ていますけどもね。そのプーリが止まるという原因の点検がおろそかであったから詰まったことが多いんでしょう、今までも過去にも。だから、そういうことを、ベルトが外れて挟まったのではなくて、それまでにこのポンプが止まるということでの点検マニュアルができていますか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 すいません、私の説明が少しわかりにくかったかもしれませんが、毎週末点検はしております、基本的にその点検がおろそかなのでなったわけ

ではなくて、やっぱり原水の状況がいろいろ変わりますのでなっているものであります。まず1つ、そこがあるのかなというのがあります。

点検につきましては、あくまでも点検ですので、基本的には手順書は作ってありませんでした。というのは、Vベルトの交換でありますとかVベルトの作業であるというあたりは作業手順書はあったんですけども、今回の件については、あくまでも点検という中で作業手順書というあたりを作っておらなかったの、今回この事故が発生したことを受けまして、手順書というものは作らせていただきました。

○原田周一委員長 塚本委員。

○塚本五三蔵委員 僕が聞いているのは、こういう事故が起きることを想定した点検マニュアルができていますかと聞いているんです。だから、できていたら、そのマニュアルどおりやったらこういうことは起きなかった。これから、二度とこういう人身事故が起きないということの形の中で、マニュアルをもっときちっと点検してやってもらわないと、また同じようにたごみが詰まったからというね。ごみが詰まることは、いわゆる日常の点検がきちっとマニュアルどおりになっているか、なっていないか、そこももう1回確かめたら一番いいと思うんですね。二度とこういう事故が起きないようなマニュアルをもう1回精査してください。お願いします。

○原田周一委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎 匡委員 今の塚本委員の質疑とも関係があるんですが、資料2ページの3、その他の1つ上の段等で、全職員に対して作業の実態調査を実施したということがあります。今のご説明では、ポンプというのは異物等で非常に止まりやすいシステムになっているということですよ。それを解消するためにクエン酸を用いるということだったと思います。

まずは、通常こういう事故が起こる。今回は、こういう同じような機械ではないですけど、モーターが止まったら、それに装着をしているベルト等を動かせばモーターが動き出すということは、よくよく機械の中でもあったりするんですね。そういうことで、日常的にこのベルトを動かそうというようなことが業務上されていたという可能性はなかったのかということなんですね。それを日常的にそういうことをやっていたら、ベルトを触って、電源が入っていたからモーターが急に動き出して指が挟まるというのは、これは起こり得る、想定できる事故だということなんですね。

それがあったのかということをもっと聞き取りで分かったのかということと、もう1点は、そのクエン酸処理をできるのであれば、モーターが止まっていたなら、電源を入れたけど動き出さなかったら、その止まった段階で1度電源を切って、クエン酸等でもう一度処理をしてモーターを動かすという手順が当初からなかったのかどうかということの2点なんですが、いかがですか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 すいません。先に2点目なんですけども、クエン酸で洗浄することにつきましては、ポンプ自身が動くという前提がありまして、中に回す必要がありますので、ポンプが動かないとそのクエン酸洗浄ができないというような状態になっています。ですので、今回は動かない中で、ご指摘のあったように、電源を入れたままで動かそうとしてしまったというのがありますので、先ほど再発防止のところでも説明しましたけども、基本的には電源を切ってやるのが当たり前の中でついやってしまったというのが現状ですので、今回、クエン酸に関してはそういったことで、選択肢の中に1つなかったというのがあります。

○原田周一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 聞き取りの中では、電源を入れた状態でたぐり寄せる行為ですね。当然ながら日常的にそういうことはないんですけども、場合によってはあったというように聞いております。

この作業実態調査、職員にさせていただいて、我々も電源が入っている回転体に対してそこで手でたぐり寄せるとか、そういうことは絶対あり得ないと考えておりましたけども、やはりアンケート調査の結果では幾人かの職員が過去にそういうことをやっていたということが分かりましたので、その結果を含めて、まず、稼働している機器に対しての危険性、これをしっかりと職員に伝えるべきやということで、安全研修を10月の下旬から12月にかけてさせていただく予定ですが、過去に生じた当組合での重大事故、または委託業者、平成28年度には委託業者のちょっと切断事故もございましたので、そういう事故例をしっかりと新しい職員含めて報告することが必要かなと考えております。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 日常的ではないにしろ、幾度か同じようなことが起こっていたということは、そちらが一番の原因であるというのがまず第1点だと思いますので、この原因について、電源が入った状態でVベルトを持ったということが原因ということ、簡単には書いてあるんですけどね。こういう作業が日常行われていたことが原因なので、それを改めるということがまず必要だし、今はもう対策をされているということだと思いますので。分かりました。

モーターが止まった状態ではクエン酸処理はできないということをご説明いただきました。であるならば、度々電源を入れたけれどもモーターが動かなかったという場合には、どう対処するということになるのでしょうか。

○原田周一委員長 池本次長。



○池本篤史施設部次長 これまでなんですけども、完全に止まるという事態になったときにはポンプを交換するということになります。ですので、ただ、そうは言いながら、今年は号機が違いますけども1台変えておりますが、昨年度は変えておりません。ですので、点検で動かして、重ければクエン酸で洗浄して、元に戻した上で継続して使うというような流れがここしばらくできておった中で、今回少し重くなって固まってしまったというのがあったということになっております。

以上です。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 1点は、私、モーターとそのポンプの構造を正確に知っているわけではないので、例えばこういった機械類で動かす場合には、エンジンのシリンダーのような形で管と棒が行ったり来たりする。それが異物が挟まって止まってしまうのでモーター自体が動かないというようなことをちょっと想定はしているんですけどもね。そうなったら、やはり外部から力を加えて一旦そういうものを動かした上で新たにもう一度電源を入れ直したら、電源が入って動きましたということは度々あったと思うんですよね。

それをまた電源が入った状態でやるというのは論外の話ですし、それ以外に、ベルトを動かしたりとか外部から何かの力を加えて一旦稼働するかどうか様子を見るということが引き続き行われることは、私、想定できるので、そういうことをするのであれば、それに対するマニュアル等であるとか、安全管理の部分で今後どうするかということが非常に重要になってきますので、ぜひその部分で気をつけていただきたいということ、これはもう要望にしておきます。

○原田周一委員長 ほかにご質問のある方ございませんか。

藤田委員。

○藤田智晴委員 よろしくお願ひします。

この点検ということなんですけども、職員2名、操作盤担当1名、動作確認担当1名ということで、これは必ずこうやって1名、1名というふうに操作盤担当と動作確認担当と分けてやられているんやと思うんですけども。この操作盤担当の方というのは、この表でいう写真でいえば、ちょっと遠くにいたという感じなんですかね。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 現場写真の左上の写真の右上というんですか、奥の方に四角いものが写っていると思うんですけども、若干離れていますけども、こちらに配置しておりました。

○原田周一委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 電源を入れた状態でこれを引っ張ったということなので、その引っ張ろうとしているところというのはしっかり操作盤担当の方も見ていれば、ちょっと動作等で分かって、逆に「危ない」という言葉を発するのは操作盤担当の方でもできたんじゃないかなというのがまず1点あるんですけども。被災者の方、もう30年近くの大ベテラン。この操作盤担当の方の勤務年数というか、その辺はちょっと参考程度に教えていただけますか。

○原田周一委員長 池本次長。

○池本篤史施設部次長 まず、操作盤の担当の者は、そのときですけども、電流を確認しておりまして背を向けておった形になっておりましたので、直接その操作を見ていたわけではないと聞いております。

それと、勤務年数ですけども、当該所属の職員として4年目になっております。  
以上です。

○原田周一委員長 藤田委員。

○藤田智晴委員 こういう事態というのは、事象が起これば、この2ページに書いてある安全対策というのは徹底してやっていたら今までも思うんですよ。この出来事1つに対しても、しっかりした安全対策、周知というのはしっかりやっていたらと思うんですけども、やっぱりベテランになればなるほど、こういったものというのは何回やっても、建築現場とかでもそうですし、絶対に事故というのは起こることやと思いますので、2名いらっしゃるのであれば、やっぱり、互いが互いを監視し合うというようなシステムというのは必ずつくったほうがいいと思うんですね。

例えば先ほどおっしゃったように操作盤担当の方がまだ4年ぐらいの方で、30年働いておられる方に「危険や」というのも言いにくいとかという部分もあるかもしれないので、働いておられる方の安全に対する教育と申しますか、そういう周知は徹底していただけたらなと思います。

以上です。

○原田周一委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ないようでございますので、次に「グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」の説明を求めます。

馬淵グリーンヒル三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 それでは、資料に基づき、「グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」をご説明させ

ていただきます。

まず、1、グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事ですが、近年、気候変動の影響により集中豪雨や大雨が増加しています。埋立処分地では、多量の降雨があった場合に浸出水の発生量が急増することから、浸出水の場外への流出を防ぐため、現状では埋立処分地内の下流側に設置したポンプで浸出水を埋立処分地の上流側へ返送しています。

しかし、今後さらに降雨量が増加することも懸念されることから、より一層有効な過剰浸出水の処理対策について、令和3年度にコンサルタントを活用し検討を行いました。その結果、カバーシート敷設が最も効果的で、費用対効果も高い対策であるとの結論に至り、令和5年度には、カバーシート敷設工事の発注に必要となる実施設計業務を行っているところです。

(1) 進捗状況ですが、過剰浸出水処理対策報告書を基に、カバーシート敷設の下地となる埋立地の造成設計及びカバーシート設計を実施しました。

2 ページの計画平面図をご覧ください。

埋立処分地 1 万 7, 0 0 0 m<sup>2</sup>のうち、青色に着色した範囲、約 6, 2 0 0 m<sup>2</sup>にカバーシートを敷設し、雨水を埋立地に浸透させずに雨水排水側溝へ排水することで、浸出水量を削減する計画としております。

1 ページに戻りまして、カバーシートにより増加する雨水排水量に対しましては、既設の雨水排水側溝の排水能力に問題がないことを確認しております。また、併せて発注図書等の作成を行い、現在は、今後埋立ての進捗状況に合わせて必要となるカバーシート移設計画の作成を進めているところです。

次に、(2) 概算工事費ですが、1, 5 6 2 万円となります。対策案の比較検討時より増加していますが、その理由は、労務費や資材費などが高騰していることに加えて、埋立ての進捗により整地面積やカバーシート枚数が増加したことと、計画平面図に記載していますが、カバーシート上の雨水の流出入を確実に防ぐために、カバーシートの上流部と下流部に小堰堤を設けたことにより、工事費が増加しました。

次に、(3) 工事工程ですが、令和5年度の補正予算において債務負担行為を設定させていただき、令和6年1月に契約、2月から工事に着手し、6月中に工事を完成させる計画としております。

続きまして、3 ページの 2、奥山埋立処分地廃止の検討状況をご説明させていただきます。

まず、(1) 埋立処分地の状況でございます。

奥山埋立処分地は、昭和48年度から一般廃棄物の埋立処分を開始し、平成13年度で埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場であり、現在は廃止までの間の維持管理を行っております。最終処分場の廃止は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で規定されている廃止基準を満たす必要がありますが、埋立て終了から20年以上経過した現在も、廃止基準がクリアできていない状況となっております。

次に、(2) 廃止の検討でございます。

令和4年度に奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務をコンサルタントに委託し、

埋立処分地の現状把握を行った上で、有識者の技術助言を得ながら、今後の対策について取りまとめております。

検討業務の報告書及びその概要版をお手元に配付させていただいております。検討業務の結果、埋立処分地の廃止基準のうち、浸出水の水質及び埋立ガスの発生の2項目が課題となっており、資料下部の表に状況と対策を記載しております。

まず、1つ目の課題である浸出水の水質については、2年以上排水基準を満たすことが廃止基準となっています。しかし、通常、最終処分場は廃棄物処理法での規制を受けますが、奥山埋立処分地は廃棄物焼却施設であるクリーン21長谷山と同じ敷地に設置されていることから、水質汚濁防止法の規制も受け、クリーン21長谷山と同じ厳しい排水基準が適用されているため、現状の排水基準では浸出水が廃止基準を満たすことが困難な状況となっています。そのため、浸出水の水質対策と同時に排水基準値の見直しを行う必要があります。

検討報告書概要版の10ページに排水基準の見直しについて記載しておりますので、ご覧ください。

4.3.2、長谷川及び木津川への影響の想定2段落目に排水基準を見直した場合の放流先である長谷川及び木津川への影響について記載しており、見直しによる影響は小さいことを確認しています。また、2段落目4行目の最後、「栄養塩類の1つ」と記載しているところから排水中の窒素量の増加の影響について、3段落目、「また、現有施設の排水処理に」記載しているところから塩素量の減少について記載しております。

見直し項目の1つである窒素は、生き物の栄養となる栄養塩類の1つですが、近年、瀬戸内海の海水がきれいになり過ぎて栄養が不足し、養殖ノリの色落ちが見られる等の影響が出ているため、これまで排出を減らしてきた窒素等の栄養塩類を管理しながら流せるように法改正がされていることや、現行の排水基準をクリアするために使用している塩素系の滅菌剤による河川に対する負荷が低減できる等の環境によい影響についても報告されております。

今年度、排水基準の変更による環境への影響を調査する生活環境影響調査を実施し、環境への影響について問題がないことを確認した上で、排水基準値の変更を行っていきたいと考えております。

戻りまして、2つ目の課題である埋立ガスの発生については、ガスが発生しない又は2年以上増加しないことが廃止基準になっています。埋立処分地からのガス発生量は、令和4年度からガス発生量の測定を開始しておりますが、ガスの発生量は天候や気圧などにより変動するため、引き続き定期的に測定を行い、ガス発生量の傾向を把握した上で必要な対策を検討することといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○原田周一委員長 ただ今説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願いたいと思いますが、今、三郷山と、それから奥山埋立処分地、2件ございますので、どちらの質問かということを確認して質問の方お願いたします。

質疑のある方、挙手願います。

岡本委員。

○**岡本里美委員** 3ページの2番、奥山埋立処分地についてお聞きしたいと思います。廃止の検討のところまで課題となっているのが水質及び埋立てのガスということです。埋立ガスの発生につきましてなんですけれども、すいません、ご説明ありましたが、ちょっとどうかあれなんですけれども、どういったものが発生しているのか、また、人への影響は問題ないのか、教えていただきたいと思います。

○**原田周一委員長** 川戸課長。

○**川戸辰也施設課長** 通常、埋立処分地は、埋立てをして、その中で有機物が微生物で分解をするというような作用があるんですけども、その分解の過程の中で炭酸ガス、CO<sub>2</sub>であるとかメタンガスが発生すると。それを埋立処分場のガス抜き管から大気に出していくというものでございます。ですので、人体に、メタンガスももちろん直接吸っては駄目なものではあると思いますが、それほど濃度が高いものでもございませぬし、特段その埋立処分地の外に影響があるというようなものではございませぬ。

○**原田周一委員長** 岡本委員。

○**岡本里美委員** いろんなものを埋め立てている中、今もメタンガスとおっしゃられましたけれども、そういったガスが発生するのは致し方ないことかもしれませんが、そういったガスが、こちらの規定でもあるように、2年以上にわたり増加しないというのが廃止の基準というふうにもなっていますので、どういった対策を今後取っていかれるのか教えていただきたいと思います。

○**原田周一委員長** 川戸課長。

○**川戸辰也施設課長** ガスの方ですけども、基本的に処理の中での微生物の分解が安定してくると、ガスというのは増えない、ただ、まだまだ分解過程にあるという場合は増えてくるというような傾向が見られるので、今はかかり始めですので、今後測定点が増えてきた段階でこれは減少傾向なのか増加傾向なのかというところを判断いたしまして、増加傾向であれば、やはり内部での分解が行き切れないというか、十分でないということになりますので、例えばですけども、中に分解がよく起こるように空気をなるべく入れるような例えばガス抜き缶を増設するであるとか、そういった対策が必要になるかなと思いますけども、まだ測定して間がありませんので、もう少し経過の方を見ていきたいと考えております。

○**原田周一委員長** 岡本委員。

○岡本里美委員 分かりました。ガスの発生量の把握を行って、その結果に応じて今後必要な対策をするということで今もお聞かせいただきましたので分かりましたけれども、何かしらのガスが出るということは不安に思うことですので、きちっとその辺は調査をし、進めていただきたいと思います。

以上です。

○原田周一委員長 ほかにご質問のある方。

山崎委員。

○山崎 匡委員 よろしくお願ひします。

まず、三郷山の方についてお聞きをしたいと思ひます。ご説明いただいたので、私の理解が間違っていれば教えていただきたいんですが。雨が廃棄物埋立地に浸透して、その浸透した浸出水がたくさん出ると。それを減らすために埋立地のところの上部にカバーシートを設置して、その降った雨については直接排水の方へ流すという形で今回取り組まれるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○原田周一委員長 馬淵三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 おっしゃるとおり、雨水が埋立処分地に浸透しますと浸出水になりますので、その前に埋立処分地の上部にシートを敷いて、その前に雨水として排出する、そういうことになります。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 この処理については、浸出水を減らすという意味で効果があるということですので、納得をいたしました。

浸出水の問題については、先ほど少しお聞きをした有機フッ素化合物、PFOSであるとかPFASであるとかというのは、一定それぞれの処分地であったりとかその基準で水質検査が必要か必要でないかというようなことも含めてされていないということなのではないかなと思ひますが、今後それをしていく必要があるのではないかなと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○原田周一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 その点につきましては、また国の方からちゃんと法規制含めてしっかり測定しなさいよという通達なり法律等ができましたら、それに従って速やかにさせていただきますと思ひます。

○原田周一委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 一定基準は必要なので、部長おっしゃったように国の指針に基づいて検査をするように段取りをされることもあり得ると思うんですが、京都府さんでは、黄檗の駐屯地、自衛隊のところでこの有機フッ素化合物の値が高い値が出たということで、独自に周辺の井戸の検査をされたりとかということもされて、目標値である基準を超えるというものが発生をしているというのが分かったということもありますのでね。

これはどこかのタイミングでやっぱりきっちりと、その国の指針がということをやっと言い続けると、国が何も決めないと動かないということになりかねませんので、処理施設の皆さんの安全もそうだし、関係している市町の安全もそうだし、飲料用になかなかならないという部分のところで今おっしゃっているのかなとは思っているので、飲料用にならないとはいえ、今現状がどうなっているのかということを知るといのは非常に大事なことだと思いますので、まずそれについてはやっていただきたいなと要望させていただきます。

もう1点なんですが、奥山についてお聞きをしたいと思います。これは2点課題があって、浸出水については基準の見直しをするということなので、これは基準の見直しをすればまず大丈夫、この水については問題がなくなるのかという点が1点。

そして、ガスについては、今どの程度このガスの発生というのが、本来廃止に向けて廃止ができる基準に達するのかということとその見通しですね。どの程度の期間が必要になるのかと。検査を شدしたところなのでという説明はありましたので、まだすぐ分からないと思うんですが。それを一定考えた上で、大体の想定でどのぐらいの時期に奥山の埋立処分場が廃止できるのかということと今考えておられるのかということをご説明いただけますか。

○原田周一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、水の方ですけども、水の方は、今、生活環境影響調査をさせていただきまして、この中で周辺環境に影響がない範囲で見直しの方をさせていただくということになっておりますので、今現時点でここまで基準値を変更するというような決定はしておりませんが、仮に国が定める基準ぐらいまでに変更ができたということになれば、ほぼほぼ、水に関してはほとんどクリアできているのかなという状況ですので、それが2年間続くということが条件になりますので、今後、豪雨であるとかそういったもので水質はやはりどうしても影響が出てしまいますので、そのあたりを見ながらやっていきたいなとは考えています。

ガスなんですけども、昨年、令和4年度から本格的に調査を始めているところで、このガスというのは減る増えるという判断がなかなか難しいところがございますので、例えば気圧であるとか天候、雨、降っているか降っていないかなどによってどうしてもガスの発生量というのがばらつきが出てしまう場合がございますので、今測定をしている中でもやはり上がったり下がったりというようなことをしながら、やはりある程度一定まとまったデータが出た時点で統計的にこれは下がっているなという判断ができるかどうかということになりますので、やはり最低でも二、三年は様子を見ないといけないということになりますので、その辺を見ながらということになるかと思えます。

○原田周一委員長 それでは、ほかにご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原田周一委員長 ありがとうございます。

特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言につきましては、速記録を点検し、不適切な発言等ありました場合は委員長にて精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前11時43分閉会